

## □ 手続き名称

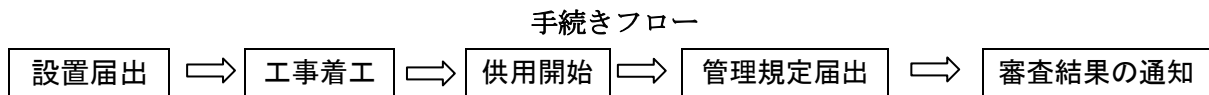
- ・ 路外駐車場設置(変更)届出
- ・ 路外駐車場管理規定(変更)届出
- ・ 路外駐車場休止(廃止・再開)届出

## □ 手続き内容

### <設置(変更)届出及び管理規定届出>

都市計画法第4条第2項の都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を届ける必要があります。届け出てある事項を変更しようとするときも、同様です。

また、路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規定を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後10日以内に届ける必要があります。



### <休止(廃止・再開)届出>

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10日以内に、届け出る必要があります。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも同様です。

## □ 路外駐車場設置(変更)届出の提出書類

1. 路外駐車場設置(変更)届出書
2. 次に掲げる図面(チェックリストの基準に則して計画して下さい。)
  - イ) 路外駐車場の位置を表示した縮尺1万分の1以上の地形図
  - ロ) 次に掲げる次項を表示した縮尺200分の1以上の平面図
    - ・ 路外駐車場の区域
    - ・ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物の内部にあるものを除く。)
  - ハ) 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋
3. 建築物である路外駐車場にあつては、縮尺200分の1以上の各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図
4. 特殊の装置(機械式駐車装置など)を設置する場合は、機械式駐車装置施設の国土交通大臣認定書の写し及び特殊装置設置計画書

## □ 路外駐車場管理規定(変更)届出の提出書類

1. 路外駐車場管理規定(変更)届出書
2. 次に掲げる項目を明示した管理規定
  - イ. 路外駐車場の名称

- ロ. 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)
- 二. 路外駐車場の供用時間に関する事項  
(休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について)
- ホ. 駐車料金に関する事項(チェックリストの基準に則して定めて下さい。)
- ヘ. 路外駐車場の供用契約に関する事項  
(路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含む)
- ト. 国土交通省令で定める事項  

|                                      |
|--------------------------------------|
| 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車              |
| 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要 |

**□ 路外駐車場休止(廃止・再開)届出の書類**

路外駐車場休止(廃止・再開)届出書

◎注意事項

路外駐車場を設置する場合は下記の届出が必要になります。

- 「駐車場法」に基づく届出
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づく届出
- 「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づく届出

下記フローを参考に手続きをおこなってください。また詳細につきましては都市計画・公園課までお問い合わせ下さい。

